

上原記念生命科学財団
2025年度 研究推進特別奨励金 募集要項

1. 助成対象課題	健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸領域の研究 【生命科学部門】 (A) 領域 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般 (B) 領域 基礎医学（上記以外） (C) 領域 臨床医学（ 〃 ） 【生命科学と異分野との融合部門】 (D) 領域 健康と医療を支える新たな技術の創出を目指す、情報学、機械学、材料学をはじめとするあらゆる異分野と生命科学との融合領域、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究が対象
2. 助成対象者	下記の諸条件をいずれも満たし、前項に掲げた研究に意欲的に従事する者 (1) 医学部（大学院医学研究科）または薬学部（大学院薬学研究科）において 2023年4月以降に独立した研究室を立ち上げた者 (2) 1980年4月1日以降出生の日本在住の教授（特任教授、准教授、寄附講座の教授は除く） 但し、医学部（大学院医学研究科）の臨床系の教授の場合は1976年4月1日以降出生の者 ※病院薬剤部は基礎系とする なお、以下の者は対象外とする。 ・政府出資に係る大型研究プロジェクトの代表研究者 ・2023年度、2024年度の当財団の助成金受領者（海外留学助成は除く） ・民間企業に所属する研究者
3. 助成金額 および件数	1件400万円、総助成件数は10件の予定。
4. 推薦者	原則として申請者の在籍している大学の長からの推薦とし、「1. 助成対象課題」における 【生命科学部門】につき、1件、 【生命科学と異分野との融合部門】につき、1件とする。 ※但し、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金、研究奨励金の同時申請は認めない。
5. 応募方法	当財団ホームページ (https://www.ueharazaidan.or.jp) の助成金 Web 申請のページより応募する。
6. 応募締切日	2025年9月3日（水）
7. 選考方法	当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。なお、採否の理由については一切開示しない。
8. 採否の通知	2025年12月12日（予定）に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。

9. 助成金の使途	研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用とする。 注) 当財団からの助成金は全額を研究費に充てていただく方針のため、所属機関へ支払う間接経費/オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続等を行うこと。
10. 助成金の交付	2026年1月～3月の間とする。但し、その贈呈式は2026年3月11日に行う。
11. 助成期間	助成金交付から2027年4月30日までとする。なお、助成期間の延長を希望する場合は、2027年3月末日までに所定の期間延長願を提出すること（但し、最大延長期間は1年間とする）。期間終了時に未使用額があった場合は、原則財団へ返金すること。
12. 報告の義務	(1) 2027年4月30日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を当財団に提出する。 なお、研究経過報告は当財団刊行の研究報告集に掲載する。 (2) 本研究の成果を公表する場合は、「上原記念生命科学財団（英文の場合は“The Uehara Memorial Foundation”）」の助成による旨を明らかにする。また、刊行物に掲載した場合は、その写を当財団に提出する。
13. その他	(1) 申請書に記載の個人情報は、選考手続・選考委員への提供、選考結果の連絡および公表、当財団事業等の案内に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 当財団は研究助成金受領者の研究経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。 また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。 (3) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。